

# 第75期

## 定時株主総会 招集ご通知

2025年1月1日～2025年12月31日

本年の定時株主総会におきましても、昨年同様株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はいたしておりません。

ご了承賜りますようお願い申し上げます。

**日時** 2026年3月24日（火曜日）午前10時  
(受付開始時刻は午前9時を予定しております。)

**場所** 東京都台東区西浅草三丁目17番1号  
浅草ビューホテル4階「飛翔の間」

議決権行使書受付期限

2026年3月23日（月曜日）午後5時30分まで

### Contents

- 第75期定時株主総会招集ご通知 ..... 1
- 事業報告 ..... 5
- 連結計算書類 ..... 21
- 計算書類 ..... 23
- 監査報告書 ..... 25
- 株主総会参考書類 ..... 30
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
  - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
  - 第4号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

 **TAKEMOTO**

**竹本容器株式会社**

証券コード：4248

証券コード:4248  
2026年3月5日  
(電子提供措置の開始日2026年3月2日)

株 主 各 位

東京都台東区西浅草一丁目5番15号  
(本社 東京都台東区松が谷二丁目21番5号)

竹 本 容 器 株 式 会 社

代表取締役社長 竹 本 笑 子

### 第75期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととご拝察いたします。

さて、当社第75期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第75期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.takemotokk.jp/library/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトアクセスして、「銘柄名 (会社名)」に「竹本容器」又は証券「コード」に「4248」(半角)を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日の出席に代えて、書面又は電磁的方法(インターネット)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2026年3月23日(月曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年3月24日（火曜日） 午前10時00分
2. 場 所 東京都台東区西浅草三丁目17番1号  
浅草ビューホテル4階 「飛翔の間」
3. 目的事項  
報告事項 1. 第75期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告及び連結  
計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報  
告の件  
2. 第75期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の  
件
4. 招集にあたっての決定事項  
代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株  
主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書類の提出が必要とな  
りますのでご了承ください。  
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたもの  
として取り扱わせていただきます。

以 上

---

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

## 株主総会にご出席いただく場合



**開催日時** 2026年3月24日(火曜日)午前10時(受付開始午前9時)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

## 当日株主総会にご出席いただけない場合

### ▶ インターネットによる議決権行使



**行使期限** 2026年3月23日(月曜日)午後5時30分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

スマートフォンから「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイト  
にアクセスすることも可能です。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

詳細は次頁「インターネットによる議決権行使について」をご覧ください。

### ▶ 書面(郵送)による議決権行使の場合



**行使期限** 2026年3月23日(月曜日)午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

## 議決権の行使に関する事項

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## インターネットによる議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによるのみ実施可能です（ただし、毎日午前2時30分から午前5時30分までは取り扱いを休止します）。

**【議決権行使ウェブサイト】**      <https://evote.tr.mufg.jp/>

- (2) パソコン、スマートフォンによる議決権行使は、株主様のインターネット利用環境やご使用の機種によっては、ご利用できない場合もございます。  
ご不明な点につきましては下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。  
また、スマートフォンにて議決権行使書に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインID・パスワードをご入力することなく、議決権行使サイトにログインいただけます。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

### 3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する接続料金等、通信料は、株主様のご負担となります。

**インターネットによる議決権行使についてのお問い合わせ先**  
**三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）**  
**電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）**

## 議決権電子行使プラットフォームについて

当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）が、当該プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

# 事業報告

(自 2025年1月1日)  
(至 2025年12月31日)

## 1. 経営成績・財政状態に関する分析

### (1) 経営成績に関する分析 (当期の経営成績)

当連結会計年度（2025年1月1日～2025年12月31日）におけるわが国経済は、外国人観光客によるインバウンド需要の増加、雇用・所得環境の改善等を背景に景気は緩やかな回復基調となりました。一方、物価上昇による消費マインドの弱さ、国際情勢による地政学的なリスクや下振れ要因が多いことなどから、依然として先行き不透明な状況は継続しています。また、中国においては、不動産価格の低迷等に起因した消費者の節約志向の継続により個人消費は依然として低迷しております。

このような状況において、当社グループは生活上必要不可欠な容器－カタチ（容）あるウツワ（器）－をつうじて、お客様の商品である内容物の価値を安全に包み、さらにその価値と個性化を高め「世界の器文化に貢献」することを使命とし、お客様の求める商品価値の創造とより高い満足を目指して、Standoutなパッケージングソリューションを提供しております。

また、当社グループは自然に還りやすい「生分解性樹脂」を使用した容器を開発して以来、植物由来のバイオマス原料やリサイクルされた原材料を使用した容器、付替・詰替機能の付加により繰り返し使用できる容器、樹脂原材料の使用量を削減した容器など、資源循環型パッケージングカンパニーを目指して幅広くラインナップするとともに新たな製品開発も進めております。

当連結会計年度における資源循環型パッケージング売上高は、資源循環型パッケージングのラインナップ、品ぞろえの充実をお客様から評価いただいたことで、36億11百万円（連結売上高に占める割合24.9%）となりました。

日本国内においては、新規顧客及び新規案件獲得増に向けてスタンダードボトルを軸とした開発提案型の営業活動の強化を継続してまいりましたが、スポット案件の減少に加え、大口のリピート案件の減少により売上高は110億9百万円（前年同期比12.1%減）となりました。

中国国内では同業他社との競争激化もある中で、化粧品分野の他、食品分野の開拓など営業面の見直しを図り、新規案件獲得増が寄与することで、売上高は24億92百万円（前年同期比2.2%増）となりました。

また、インドは旺盛な需要増に対応するために、化粧品市場の拡大に合わせた品揃え強化並びに生産能力向上に向けて設備増強などの諸施策を実施することで、売上高はインド進出以来最高額となる8億70百万円（前年同期比56.3%増）となりました。

損益面では中国国内では売上高に見合った生産体制を構築し、生産の自動化の範囲を拡張することで損益の改善を図り、またインドでは旺盛な受注に対して金型、成形機への設備投資を継続し、売上高の拡大を図ることで中国・インドそれぞれで収益性を改善しております。

一方、日本国内は販売価格の見直し効果の浸透や歩留まり改善策の実行などにより売上総利益率は上昇したものの、売上高の減少により売上総利益額が減少し営業利益は前年同期比で減益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は144億91百万円（前年同期比7.3%減）、連結営業利益は9億91百万円(前年同期比4.9%増)となりました。また、連結経常利益は10億68百万円(前年同期比10.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は7億71百万円(前年同期比20.5%増)となりました。

販売先主要事業内容ごとの販売実績並びに地域別の売上高は次のとおりです。

(販売実績)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度		増減額 (百万円)	増減率(%)
	金額 (百万円)	構成比(%)	金額 (百万円)	構成比(%)		
化粧品・美容	9,850	63.0	8,590	59.3	△1,260	△12.8
日用・雑貨	1,002	6.4	1,001	6.9	△1	△0.2
食品・健康食品	1,450	9.3	1,398	9.7	△52	△3.6
化学・医薬	917	5.9	939	6.5	21	2.4
卸、その他	2,404	15.4	2,561	17.7	157	6.5
計	15,626	100.0	14,491	100.0	△1,135	△7.3

また、地域ごとの売上高は次のとおりです。

区分	前連結会計年度		当連結会計年度		増減額 (百万円)	増減率(%)
	金額 (百万円)	構成比(%)	金額 (百万円)	構成比(%)		
日本	12,457	79.7	10,909	75.3	△1,547	△12.4
中国	2,094	13.4	2,200	15.2	105	5.0
その他	1,073	6.9	1,381	9.5	307	28.7
計	15,626	100.0	14,491	100.0	△1,134	△7.3

(注) 売上高はお客様の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額（キャッシュ・フローベース）は11億91百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資の所要資金は、自己資金で賄っております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、「お客様の商品である内容物の価値を安全に包み、さらにその価値と個性化を高め世界の器文化に貢献」することを会社の使命と認識し、「お客様の求める商品価値の創造とより高い満足を目指し、Standoutなパッケージングソリューションを提供すること」を中長期の目標として位置づけています（Standoutは「際立つ・優れた」の意味です）。

さらに、世界的な環境意識が高まるなか、当社グループは、持続可能な発展を目指す社会へ貢献する「資源循環型パッケージングカンパニー」を目指して環境配慮型の新製品開発を推進し、幅広いお客様に環境配慮型製品のご利用を提案しております。

現在、「資源循環型パッケージングカンパニー」を目指して「国内ビジネスの強化」と「海外ビジネスの拡大加速」を進めておりますが、このための具体的な施策として「①開発提案力の強化」「②圧倒的スピードの実現」「③WEBマーケティングの強化・確立」が重要な課題であると認識し以下の取組みを進めています。

①当社製品の利用者であるお客様が求める資源循環型パッケージング（サステナビリティ容器）を開発することが第一であり、開発したサステナビリティ容器の意義や効果を的確にお伝えしていくことで業界トップの開発提案力を発揮していきます。2025年はグループ全体で204型のスタンダードボトル金型を立ち上げています。2026年以降も新規金型の立ち上げていく計画です。

②当社が開発しているサステナビリティ容器を実際に利用いただくことで業界を牽引していくことができると考えており、このためには社内の開発部門、製造部門、販売部門が連携することにより生み出される圧倒的なスピードの実現が重要と考えています。

③サステナビリティ容器に関する的確に情報発信を行い、お客様や生活者・消費者と直接つながるためにもインターネット環境を活用したWEBマーケティングの強化・確立を目指しています。

また、これらの取組みを着実に進めていくためには人的基盤の一層の強化も必要です。グループ全体への人的投資を積極的に行うことでコア人材の育成を推進してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第72期 2022年12月期	第73期 2023年12月期	第74期 2024年12月期	第75期 (当連結会計年度) 2025年12月期
売上高 (千円)	14,885,397	14,317,109	15,626,605	14,491,278
経常利益 (千円)	908,608	607,447	968,617	1,068,658
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	368,928	294,777	639,886	771,051
1株当たり当期純利益 (円)	29円45銭	24円40銭	53円14銭	63円95銭
純資産 (千円)	11,288,306	11,010,455	11,695,551	12,067,270
総資産 (千円)	18,618,390	17,919,486	18,236,350	16,827,026

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第72期 2022年12月期	第73期 2023年12月期	第74期 2024年12月期	第75期 (当事業年度) 2025年12月期
売上高 (千円)	11,402,745	11,426,491	12,522,559	11,021,835
経常利益 (千円)	1,894,673	782,529	806,774	1,655,439
当期純利益 (千円)	1,497,880	527,086	463,760	1,316,502
1株当たり当期純利益 (円)	119円55銭	43円63銭	38円51銭	109円18銭
純資産 (千円)	8,027,874	7,738,719	7,781,259	8,681,036
総資産 (千円)	14,860,937	14,286,975	13,928,226	13,049,285

(6) 重要な子会社の状況 (2025年12月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社共栄プラスコ	30,749千円	100.0%	倉庫管理・配送業・不動産管理業
上海竹本容器包装有限公司	423万米ドル	100.0%	容器製造・販売業
竹本容器(昆山)有限公司	510万米ドル	100.0%	容器製造業
TAKEMOTO PACKAGING INC.	60万米ドル	100.0%	容器販売業
Takemoto Netherlands B.V.	263万ユーロ	100.0%	容器販売業・市場調査
TAKEMOTO PACKAGING (THAILAND) CO., LTD.	1,000万バーツ	100.0%	容器販売業
TAKEMOTO YOHKI INDIA PRIVATE LIMITED	12.5億ルピー	100.0%	容器製造・販売業

- (注) 1. 連結対象会社は、上記の重要な子会社の状況に記載の7社であります。  
 2. 出資比率については、自己株式を除いて算出しております。

(7) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

当社グループは、容器の企画・開発・製造・販売を行っております。

(8) 主要な営業所及び事業所 (2025年12月31日現在)

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都台東区	プラスコ事業所	北海道空知郡
合羽橋ショールーム	東京都台東区	岡山事業所	岡山県勝田郡
大阪営業所	大阪府大阪市西区	株式会社共栄プラスコ	茨城県結城市
福岡営業所	福岡県福岡市中央区	上海竹本容器包装有限公司	中国
名古屋営業所	愛知県名古屋市中区	竹本容器(昆山)有限公司	中国
結城事業所	茨城県結城市	TAKEMOTO PACKAGING INC.	アメリカ
吉川事業所	埼玉県吉川市	Takemoto Netherlands B.V.	オランダ
ジェイ・トム事業所	富山県中新川郡	TAKEMOTO PACKAGING (THAILAND) CO., LTD.	タイ
ジェイ・プラ事業所	北海道旭川市	TAKEMOTO YOHKI INDIA PRIVATE LIMITED	インド

(9) 従業員の状況 (2025年12月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
767名	2名減

- (注) 上記従業員数には、臨時従業員(パートタイマー、嘱託、顧問)335名は含んでおりません。

## (10) 主要な借入先及び借入額 (2025年12月31日現在)

借入先	借入額(千円)
株式会社三井住友銀行	778,247
株式会社みずほ銀行	480,298
株式会社日本政策投資銀行	384,000
株式会社りそな銀行	44,969
株式会社三菱UFJ銀行	5,043
株式会社中国銀行	4,924
合計	1,697,481

## 2. 会社の株式に関する事項 (2025年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式の総数 40,997,600株  
(2) 発行済株式の総数 12,529,200株  
(3) 株主数 29,933名  
(4) 大株主

株主名(上位10名)	持株数 (株)	持株比率 (%)
一般社団法人笑友会	4,083,600	33.84
竹本容器若竹持株会	600,100	4.97
竹本雅英	426,000	3.53
竹本笑子	396,000	3.28
日本カストディ信託銀行 株式会社(信託口)	222,600	1.84
BNYM RE BNYMLB RE GPP CLIENT MONEY AND ASSETS AC	210,900	1.75
山本勝人	158,000	1.31
山本健人	137,000	1.14
松井証券株式会社	130,200	1.08
高橋宏一	130,000	1.08

- (注) 1. 当社は自己株式を462,204株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2024年3月26日開催の第73期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2025年4月18日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、2025年5月16日付けで取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)1名に対し自己株式を2,500株を交付しました。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
(2025年12月31日現在)

新株予約権の名称		第1回新株予約権 (2016年株式報酬型)	第3回新株予約権 (2017年株式報酬型)	第4回新株予約権 (2018年株式報酬型)
新株予約権の発行決議日		2016年4月20日	2017年3月28日	2018年4月13日
新株予約権の数		53個	56個	45個
新株予約権の目的である株式の種類及び数		普通株式 10,600株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 11,200株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 9,000株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額		無償	無償	無償
新株予約権の行使価格		1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間		2016年5月13日から 2056年5月12日まで	2017年4月18日から 2057年4月17日まで	2018年5月2日から 2058年5月1日まで
役員の 保有状況	取締役 (監査等委員 を除く)	新株予約権の数：45個 株式数：9,000株 保有者数：4名	新株予約権の数：49個 株式数：9,800株 保有者数：4名	新株予約権の数：37個 株式数：7,400株 保有者数：5名

- (注) 1. 取締役（監査等委員）及び社外取締役に、新株予約権を割当てておりません。
2. 新株予約権者は、新株予約権の払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺しております。
3. 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。
- ①新株予約権者は、上記行使期間内において、当社及び当社子会社のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
  - ②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
  - ③その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等 (2025年12月31日現在)

地位	氏名	性別	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	竹本 笑子	女性	
常務取締役	深澤 隆弘	男性	上海竹本容器包装有限公司 董事長 竹本容器(昆山)有限公司 董事長 TAKEMOTO PACKAGING INC. President TAKEMOTO PACKAGING (THAILAND)CO.,LTD. Director TAKEMOTO YOHKI INDIA PRIVATE LIMITED Director Takemoto Netherlands B.V. Director
取締役	柳原 光浩	男性	品質保証部長
取締役	中川 正人	男性	技術部長兼生産部門統括
取締役	北内 和久	男性	経理部担当、IR担当
取締役(監査等委員)	穴田 信次	男性	
取締役(監査等委員)	田中 達也	男性	弁護士 熊谷・田中・津田法律事務所 パートナー
取締役(監査等委員)	小川 一夫	男性	公認会計士 小川会計事務所 代表
取締役(監査等委員)	江野澤 哲也	男性	株式会社ジーアシスト 代表取締役

- (注)1. 取締役(監査等委員) 穴田信次氏、田中達也氏、小川一夫氏及び江野澤哲也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員) 穴田信次氏は、証券取引所、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役(監査等委員) 田中達也氏は弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員) 小川一夫氏は、公認会計士であり、上場会社に対する長年の監査経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役(監査等委員) 江野澤哲也氏は、長年にわたり証券会社、投資銀行、経営コンサルティング会社で勤務し、多数の企業との接触経験を通じて培った経験・知見を有しております。
6. 取締役(監査等委員) 穴田信次氏、田中達也氏、小川一夫氏及び江野澤哲也氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられた独立役員として同取引所に届け出ております。
7. 当社は、監査等委員会委員長が重要会議への出席等を通じて情報の収集を行うほか、内部監査部門から定期的にヒアリングを行い、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を設置しておりません。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、役員として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する旨を定めています。これにより取締役（監査等委員）穴田信次氏、田中達也氏、小川一夫氏及び江野澤哲也氏との間で、当該責任限定契約を締結しています。

その内容は次のとおりであります。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができます。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としています。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員及び執行役員が期待される役割を十分果たせるよう、また、有用な人材を迎えることができるよう、当社の取締役及び執行役員全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を全額当社負担にて締結しております。

補填の対象は、法律上の損害賠償金、争訟費用としております。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填の対象外としています。

## (4) 取締役の報酬等

### ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

#### イ. 役員報酬の基本方針

当社の取締役の報酬等は、当社の価値の最大化を目的として経営に当たる責務の対価として、職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬と株式報酬により構成し、監督機能を担う監査等委員である取締役の報酬はその職務に鑑み基本報酬のみとしております。また、取締役の個人別の報酬等に決定方針については、監査等委員である取締役が過半数を占める取締役会の決議により決定しております。

#### ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、2016年3月29日開催の第65期定時株主総会において決議した内容の範囲内（年額250百万円以内）で、役位、職責、在任年数に応じて当社の業績を考慮しながら業務分担の状況及び会社への貢献度を総合的に勘案して決定するものとしております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名です。

また、監査等委員である取締役の報酬額につきましては、2016年3月29日開催の第65期定時株主総会において決議、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額50百万円以内としております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

#### ハ. 株式報酬（非金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の業務執行取締役の株式報酬は、株式報酬型ストック・オプションの付与とし、2016年3月29日開催の第65期定時株主総会において決議した内容の範囲内（年額50百万円の限度内）で、対象者の所有する当社株式の状況を勘案のうえ、役位、職責、在任年数に応じて当社の業績を考慮しながら業務分担の状況及び会社への貢献度を総合的に勘案して決定するものとしております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名です。

譲渡制限付株式報酬については、取締役等から退任又は退職する時に譲渡制限が解除される譲渡制限付株式とし、2024年3月26日開催の第73期定時株主総会において決議した内容の範囲内（年間50,000株以内、年額50百万円以内）で、対象者の所有する当社株式の状況を勘案のうえ、役位、職責、在任年数に応じて当社の業績を考慮しながら業務分担の状況及び会社への貢献度を総合的に勘案して決定するものとしております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名です。

#### 二. 金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ検討を行い取締役会の委任を受けた代表取締役社長は、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。なお、現時点の方針としては、ストック・オプションの付与は予定しておらず、基本報酬のみとしております。

#### ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、指名・報酬委員会に諮問した上で、その答申を踏まえて、取締役会の決議により決定するものとしております。

#### ヘ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると

##### 取締役会が判断した理由

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、各取締役に期待される役割と責任を考慮し、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、指名・報酬委員会に諮問した上で、その答申を踏まえて、取締役会の決議により決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

② 役員区分ごとの報酬等の内訳

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	104百万円 （-百万円）	102百万円 （-百万円）	2百万円 （-百万円）	5名 （-名）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	22百万円 （22百万円）	22百万円 （22百万円）	-百万円 （-百万円）	4名 （4名）
合計	127百万円 （22百万円）	125百万円 （22百万円）	2百万円 （-百万円）	9名 （4名）

(注) 非金銭報酬等の内容は取締役等から退任又は退職する時に譲渡制限が解除される譲渡制限付株式であります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係  
該当事項はございません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はございません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況  
社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役（監査等委員）	穴田 信次	当事業年度に開催した取締役会19回中18回及び監査等委員会13回中12回に出席し、必要に応じ、長年にわたり証券取引所、金融機関等で勤務、その経歴を通じて培った経験・専門的見地から発言を行っております。
取締役（監査等委員）	田中 達也	当事業年度開催の取締役会、監査等委員会の全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
取締役（監査等委員）	小川 一夫	当事業年度開催の取締役会、監査等委員会の全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
取締役（監査等委員）	江野澤 哲也	当事業年度開催の取締役会、監査等委員会の全てに出席し、必要に応じ、長年にわたり金融機関等で勤務、その経歴を通じて培った経験・専門的見地から発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称 應和監査法人

### (2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,000千円

(注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第一項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「リスクマネジメント規程」及び「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンスを事業活動を行う上での基本原理として全役員及び全従業員に周知徹底させるとともに、その遵守を求め、コンプライアンス意識の向上のために社内研修を実施しているほか、コンプライアンス遵守状況及び対応状況のモニタリングを行いその結果等をリスクマネジメント委員会及び取締役会に報告することにしております。

内部監査室は、当社各部門並びに子会社各社に対して網羅的に内部監査を実施し、法令、定款及び社内諸規程等への準拠性を監査し、定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告しております。さらに、法令上、疑義のある行為などに関する相談又は通報の適正な処理の仕組みとして通報窓口を設置して、法令遵守の実効性を高めております。

### (2) 取締役及び執行役員の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会・取締役会のほか重要な会議の意思決定や各取締役が「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づいて行った決裁、取締役の職務執行に係る情報について、取締役会の議事録、稟議書等を作成し、法令及び「文書管理規程」に定められた期間、適切に保存及び管理しております。

### (3) 損失の危機管理に関する規程その他の体制

「職務権限規程」、「職務分掌規程」、「組織規程」及びその他の社内規程に基づき、取締役並びに部門長権限を付与された責任者が担当分掌範囲において責任を持ってリスク管理体制を構築しており、リスク管理の観点から特に重要な事項が生じた場合等については、取締役会の決議により、規程の制定及び改廃を行う体制となっております。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は経営方針・戦略の意思決定機関であり、取締役9名（うち 社外取締役4名）で構成されており、法令及び「取締役会規程」で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定し、その業務執行状況を監督するため、取締役会を定例（毎月1回）及び臨時に開催しております。

- (5) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、当社の企業規模から、監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人を置いておりません。ただし、監査等委員会は監査業務に必要な事項を経理部又は総務部に依頼することができることとなっております。

- (6) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会より監査等委員会を補助することの要請を受けた場合、経理部又は総務部の使用人はその要請に関して取締役及び上長の指揮命令を受けません。また、当該使用人の任命、人事異動及び人事評価には監査等委員会委員長の同意を必要とします。

- (7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、その他監査等委員会の監査が効率的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、いつでも取締役及び使用人に対して報告及び情報の提供を求めることができ、取締役及び使用人は、監査等委員会から報告及び情報提供を求められた場合は、遅滞なく情報提供等ができるように、監査等委員会監査の環境整備に努めております。また、監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、併せて内部監査室及び会計監査人と定期的に協議会を開催し、監査の方法及び監査結果等について報告を受け、相互に連携を図っております。

- (8) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに基づき、財務報告の信頼性と適正性を確保するために、全社統制、業務プロセスの統制を強化する内部統制システムを構築・運用・評価し、不備があれば是正する体制を構築しております。

- (9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制

「反社会的勢力排除に関する規程」を制定し、いかなる場合においても反社会的勢力に対し毅然とした姿勢をもって対峙し、その不当な要求に対しては関係機関とも連携のうえ、これに応じないことの徹底を図ることとしています。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度において以下の具体的な取組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は19回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適法性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が出席いたしました。その他監査等委員会は13回、リスクマネジメント委員会は4回開催いたしました。
- ② 監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。



(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>9,593,216</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,150,638</b>
現金及び預金	4,548,340	支払手形及び買掛金	576,009
受取手形及び売掛金	2,938,191	電子記録債務	935,529
商品及び製品	1,447,258	1年内返済予定の長期借入金	438,489
仕掛品	53,680	未払法人税等	166,528
原材料及び貯蔵品	399,992	その他	1,034,082
その他	207,397	<b>固定負債</b>	<b>1,609,117</b>
貸倒引当金	△1,644	長期借入金	1,258,992
<b>固定資産</b>	<b>7,233,810</b>	退職給付に係る負債	340,197
<b>有形固定資産</b>	<b>6,452,506</b>	資産除去債務	9,927
建物及び構築物	6,400,625	<b>負債合計</b>	<b>4,759,756</b>
減価償却累計額	△3,387,007	<b>(純資産の部)</b>	
建物及び構築物 (純額)	3,013,617	<b>株主資本</b>	<b>10,285,587</b>
機械装置及び運搬具	6,885,558	資本金	803,421
減価償却累計額	△5,183,365	資本剰余金	1,032,469
機械装置及び運搬具 (純額)	1,702,192	利益剰余金	8,795,598
工具、器具及び備品	665,915	自己株式	△345,903
減価償却累計額	△535,441	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,733,314</b>
工具、器具及び備品 (純額)	130,474	その他有価証券評価差額金	4,832
金型	6,193,212	為替換算調整勘定	1,693,989
減価償却累計額	△5,585,240	退職給付に係る調整累計額	34,493
金型 (純額)	607,972	<b>新株予約権</b>	<b>48,368</b>
土地	752,410	<b>純資産合計</b>	<b>12,067,270</b>
建設仮勘定	245,838	<b>負債・純資産合計</b>	<b>16,827,026</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>499,539</b>		
<b>投資その他の資産</b>	<b>281,764</b>		
投資有価証券	10,230		
繰延税金資産	85,398		
その他	186,136		
<b>資産合計</b>	<b>16,827,026</b>		

## 連結損益計算書

(自 2025年1月1日)  
(至 2025年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		14,491,278
売上原価		10,128,234
売上総利益		4,363,043
販売費及び一般管理費		3,371,961
営業利益		991,082
営業外収益		
受取利息	40,007	
受取配当金	102	
為替差益	39,170	
その他	9,807	89,087
営業外費用		
支払利息	10,567	
その他	944	11,511
経常利益		1,068,658
特別損失		
固定資産除却損	660	660
税金等調整前当期純利益		1,067,998
法人税、住民税及び事業税	403,104	
法人税等調整額	△106,156	296,947
当期純利益		771,051
親会社株主に帰属する当期純利益		771,051

# 貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>5,994,396</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,732,967</b>
現金及び預金	2,065,062	支払手形	98,715
受取手形	901,615	電子記録債務	935,529
売掛金	1,444,221	買掛金	355,587
商品及び製品	1,178,524	1年内返済予定の長期借入金	438,489
仕掛品	21,647	未払金	255,321
原材料及び貯蔵品	276,175	未払費用	181,565
前払費用	65,697	未払法人税等	136,155
その他	41,929	前受金	106,895
貸倒引当金	△476	預り金	51,427
<b>固定資産</b>	<b>7,054,888</b>	設備関係支払手形	82,975
<b>有形固定資産</b>	<b>3,612,523</b>	その他	90,304
建物	2,335,939	<b>固定負債</b>	<b>1,635,281</b>
構築物	59,770	長期借入金	1,258,992
機械及び装置	819,241	退職給付引当金	366,361
車両運搬具	2,978	資産除去債務	9,927
工具、器具及び備品	90,481	<b>負債合計</b>	<b>4,368,248</b>
金型	189,927	<b>(純資産の部)</b>	
土地	86,947	<b>株主資本</b>	<b>8,627,835</b>
建設仮勘定	27,238	<b>資本金</b>	<b>803,421</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>293,660</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>1,032,469</b>
借地権	83,452	資本準備金	850,479
ソフトウェア	23,922	その他資本剰余金	181,990
その他	186,286	<b>利益剰余金</b>	<b>7,137,847</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,148,704</b>	利益準備金	10,600
投資有価証券	10,230	その他利益剰余金	7,127,247
関係会社株式	2,291,248	別途積立金	118,000
出資金	360	繰越利益剰余金	7,009,247
関係会社長期貸付金	450,000	<b>自己株式</b>	<b>△345,903</b>
長期前払費用	51,144	<b>評価・換算差額等</b>	<b>4,832</b>
繰延税金資産	180,001	その他有価証券評価差額金	4,832
その他	165,810	<b>新株予約権</b>	<b>48,368</b>
貸倒引当金	△90	<b>純資産合計</b>	<b>8,681,036</b>
<b>資産合計</b>	<b>13,049,285</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>13,049,285</b>

# 損益計算書

(自 2025年 1月 1日)  
(至 2025年 12月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
<b>売上高</b>		
商品及び製品売上高	11,017,287	
その他の売上高	4,548	11,021,835
<b>売上原価</b>		
商品及び製品売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	1,220,049	
当期商品及び製品仕入高	2,545,905	
当期製品製造原価	5,087,406	
商品及び製品期末たな卸高	1,178,524	7,674,836
その他の売上原価		4,302
売上原価合計		7,679,139
<b>売上総利益</b>		<b>3,342,695</b>
<b>販売費及び一般管理費</b>		<b>2,662,800</b>
<b>営業利益</b>		<b>679,895</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	11,937	
受取配当金	949,602	
為替差益	16,521	
その他	8,053	986,114
<b>営業外費用</b>		
支払利息	9,937	
その他	632	10,570
<b>経常利益</b>		<b>1,655,439</b>
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	1,553	1,553
<b>特別損失</b>		
固定資産除却損	0	0
<b>税引前当期純利益</b>		<b>1,656,992</b>
法人税、住民税及び事業税	342,374	
法人税等調整額	△1,883	340,490
<b>当期純利益</b>		<b>1,316,502</b>

独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

竹本容器株式会社  
取締役会 御中

應和監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 澤 田 昌 輝  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 土 居 靖 明  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、竹本容器株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、竹本容器株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査問に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

竹本容器株式会社  
取締役会 御中

應 和 監 査 法 人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 澤 田 昌 輝  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 土 居 靖 明  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、竹本容器株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人應和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人應和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月24日

竹本容器株式会社 監査等委員会

監 査 等 委 員	穴 田 信 次
監 査 等 委 員	田 中 達 也
監 査 等 委 員	小 川 一 夫
監 査 等 委 員	江 野 澤 哲 也

(注) 監査等委員 穴田信次、田中達也、小川一夫、江野澤哲也は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当事業年度の期末配当につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金18円 00銭 総額 217,205,928円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年3月25日

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名が任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p>なげ もと えみ こ 竹本 笑子 (1975年8月21日生) [女性]</p> <p>2025年度取締役会への出席状況 開催19回 出席19回 出席率100%</p>	<p>1999年6月 当社入社 2001年7月 当社営業本部副本部長 2004年3月 当社取締役就任 2004年12月 当社代表取締役社長（現任） 2006年1月 上海竹本容器包装有限公司董事長 竹本容器（昆山）有限公司董事長 2020年3月 株式会社共栄プラスコ 代表取締役</p> <p>【取締役候補者とした理由】 竹本笑子氏は、2004年3月に当社取締役に就任、同年12月から当社代表取締役社長に就任しております。厳しい事業環境の中、当社が目指す資源循環型パッケージングメーカーとしての基盤確立へ向けて、常に高い見地から経営トップとして卓越した経営手腕を発揮しております。 同氏がこれまで多岐にわたる分野で培ってきた幅広く深い知見と経験に裏打ちされたリーダーシップは、今後も当社グループの経営において必要不可欠であると判断することから、取締役候補者といたしました。</p>	396,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	ふか ざわ たか ひろ 深 澤 隆 弘 (1970年5月23日生) [男性] 2025年度取締役会への出席状況 開催19回 出席19回 出席率100%	2000年9月 当社入社 2004年3月 当社取締役就任 2004年11月 当社海外事業部長 2005年6月 TAKEMOTO PACKAGING INC. President 2006年7月 当社企画開発部門担当 2007年4月 当社海外担当 2008年1月 当社経理部門担当 2008年5月 当社総務兼経理部門担当 2008年11月 当社営業部門担当 2010年4月 当社営業企画室担当 2010年10月 当社生産部門担当 2011年6月 当社常務取締役(現任) 2013年1月 上海竹本容器包装有限公司総経理 竹本容器(昆山)有限公司総経理 2014年4月 TAKEMOTO PACKAGING INC. President(現任) 2015年1月 上海竹本容器包装有限公司董事長(現任) 竹本容器(昆山)有限公司董事長(現任) 2016年4月 TAKEMOTO PACKAGING (THAILAND) CO., LTD. Director(現任) 2016年12月 TAKEMOTO YOHKI INDIA PRIVATE LIMITED Director(現任) 2018年12月 当社生産統括 2019年7月 Takemoto Netherlands B.V. Director(現任) <重要な兼職の状況> 上海竹本容器包装有限公司 董事長 竹本容器(昆山)有限公司 董事長 TAKEMOTO PACKAGING INC. President TAKEMOTO PACKAGING (THAILAND) CO., LTD. Director TAKEMOTO YOHKI INDIA PRIVATE LIMITED Director Takemoto Netherlands B.V. Director 【取締役候補者とした理由】 深澤隆弘氏は、2004年3月に当社取締役に就任、2011年6月から当社常務取締役に就任しております。同氏はこれまでの当社の海外事業拡大に貢献してきております。当社の海外事業における、中国市場の競争力強化、インド市場における業容拡大などの課題に対応していくため、その実績、能力、経験が欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。	9,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	<p>やなぎ はら みつ ひろ 柳原光浩 (1964年3月26日生) [男性]</p> <p>2025年度取締役会への出席状況 開催19回 出席19回 出席率100%</p>	<p>1991年5月 当社入社 2011年5月 当社執行役員就任 2023年4月 当社品質保証部長(現任) 2024年3月 当社取締役(現任)</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 柳原光浩氏は、2011年5月に当社執行役員に就任しております。同氏は当社の事業内容である包装容器等の製造販売に深く関与する営業、企画開発、技術、生産、品質の各部門にて責任者として活躍、事業の拡大に貢献してきており、その実績、能力、経験が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者いたしました。</p>	5,200株
4	<p>なか がわ まさと 中川正人 (1972年11月5日生) [男性]</p> <p>2025年度取締役会への出席状況 開催19回 出席18回 出席率95%</p>	<p>1995年4月 当社入社 2014年5月 当社執行役員就任 2023年11月 当社技術部長兼結城製造部統括 2024年3月 当社取締役(現任) 2025年5月 当社技術部長兼生産部門統括(現任)</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 中川正人氏は、2014年5月に当社執行役員に就任しております。同氏は当社入社後、生産、技術部門にて活躍、生産面では新たな生産拠点の開設や生産効率の向上、技術面では金型設計、開発の責任者として国内のみならず、海外の拠点でも事業の拡大に貢献し、その実績、能力、経験が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者いたしました。</p>	10,100株
5	<p>きた うち かず ひさ 北内和久 (1967年1月31日生) [男性]</p> <p>2025年度取締役会への出席状況 開催19回 出席19回 出席率100%</p>	<p>2010年12月 当社入社 2017年5月 当社執行役員就任 2019年3月 当社経理部担当、IR担当(現任) 2024年3月 当社取締役(現任)</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 北内和久氏は、2017年5月に当社執行役員に就任しております。同氏は当社入社後、管理部門にて主に財務会計分野の責任者として従事、上場準備では中心的な立場として活躍、2014年12月の新規上場にご貢献しました。上場後はIR担当を兼務、その実績、能力、経験が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者いたしました。</p>	2,500株

- (注) 1. 当社は竹本容器(昆山)有限公司に対して債務保証を行っております。  
2. 取締役候補者深澤隆弘氏は、当社の子会社である上海竹本容器包装有限公司及び竹本容器(昆山)有限公司の董事長、TAKEMOTO PACKAGING INC.President、TAKEMOTO PACKAGING (THAILAND) CO., LTD. Director、TAKEMOTO YOHKI INDIA PRIVATE LIMITED Director、Takemoto Netherlands B.V. Directorを兼務しており、当社は各社と営業上の取引関係があります。  
3. その他の候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。  
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役4名が任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p>たなか たつや 田中達也 (1975年7月30日生) [男性]</p> <p>2025年度取締役会への出席状況 開催19回 出席19回 出席率100%</p> <p>2025年度監査等委員会への出席状況 開催13回 出席13回 出席率100%</p>	<p>2002年10月 弁護士登録 牛島総合法律事務所入所</p> <p>2005年6月 佐藤総合法律事務所入所</p> <p>2009年2月 熊谷・田中法律事務所 (現熊谷・田中・津田法律事務所) 開設 パートナー (現任)</p> <p>2014年1月 当社社外取締役</p> <p>2015年6月 株式会社ネクストジェン社外監査役</p> <p>2016年3月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p>2016年6月 株式会社ネクストジェン社外取締役 (監査等委員)</p> <p>2024年5月 株式会社ガーデン社外取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt; 弁護士 熊谷・田中・津田法律事務所 パートナー</p>	—
<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 田中達也氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として、特に企業業務において精通し多数の企業との接触経験を有しているからです。当社において、その経歴を通じて培った経験・見識からの視点に基づく経営への助言、並びに監督とチェック機能を期待し、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。</p>			

2	<p><b>新任</b></p> <p>ちょうなん のがあき 長南 伸明 (1973年9月9日生) [男性]</p>	<p>1996年4月 太田昭和監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所</p> <p>2008年7月 同法人パートナー就任</p> <p>2015年8月 税理士登録</p> <p>2015年8月 公認会計士長南伸明事務所 所長 (現任)</p> <p>2015年9月 株式会社スタジオアタオ取締役 (現任)</p> <p>2019年5月 SFPホールディングス社外取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt; 公認会計士 長南伸明事務所 所長</p>	500株
<p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>長南伸明氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士として上場会社における長年の監査経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているからです。当社において、業務執行に対する独立した立場から監査等委員としての役割・責務を果たすことに期待し、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	<p><b>新任</b></p> <p>たかの よういち 高野 洋一 (1977年6月25日生) [男性]</p>	<p>2001年10月 エン・ジャパン株式会社 入社 2013年9月 合同会社 高野洋一事務所 設立 2015年12月 グロービス経営大学院 経営学修士 (MBA) 取得</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt; 合同会社 高野洋一事務所 代表</p> <p><b>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 高野洋一氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり人材関連の企業で勤務するとともに、独立後も数多くの企業の事業運営に関するプロジェクトに参画したことで、多数の企業との接触経験ならびに事業課題に対する検討経験を有しているからです。当社において、その経歴を通じて培った経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。</p>	—

- (注) 1. 田中達也氏、長南伸明氏、高野洋一氏は社外取締役候補者であります。
2. 田中達也氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって12年2カ月であり、当社監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は10年であります。
3. 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者田中達也氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。また、長南伸明氏、高野洋一氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、訟争費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
6. 当社は、田中達也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、長南伸明氏、高野洋一氏も独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、当社は独立役員として指定する予定です。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、2024年3月26日開催の当社第73期定時株主総会において、当社の監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を付与し又は譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を支給することについてご承認いただいております。

今般、当社の監査等委員である取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対しても、新たに譲渡制限付株式を取締役の報酬等として付与し、又は、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給することにつきご承認をお願いいたします。

なお、当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、2016年3月29日開催の第65期定時株主総会において年額50百万円以内とご承認いただいておりますが、本議案による報酬は、この報酬枠とは別枠で支給することといたします。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議及び監査等委員である取締役の協議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものいたします。

① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せず当社の普通株式の発行又は処分を行う方法

② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）

本議案に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間10,000株以内、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額100百万円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。

なお、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

また、各対象取締役への配分については、監査等委員である取締役の協議において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は4名であり、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は3名となります。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

(1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本

割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。

(6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

**【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】**

本議案は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものであり、本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数（2026年2月24日時点）に占める割合は0.08%とその希薄化率は軽微です。そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

<ご参考>

当社取締役及び取締役（監査等委員）のスキルマトリックス

第2号議案及び第3号議案が承認可決された場合の当社取締役及び取締役（監査等委員）の有する専門性及び経験は次のとおりであります。

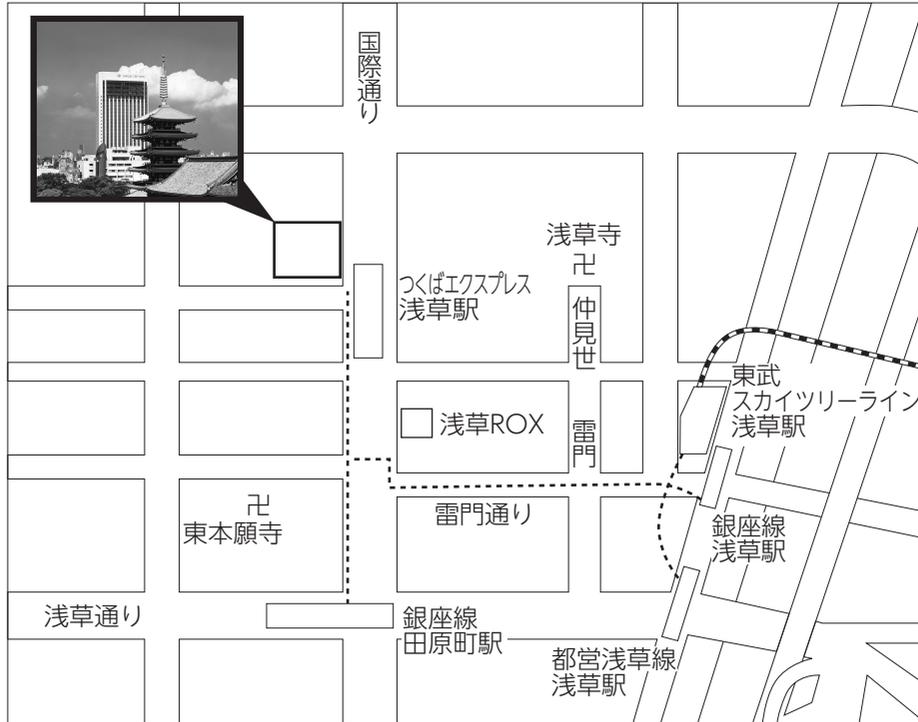
当社における地位	氏名	性別	企業経営	他社での 役員経験	グローバル ビジネス	営業・ マーケティング	開発・ デザイン	生産・技術	経営知見
代表取締役社長	竹本 笑子	女性	○			○			
常務取締役	深澤 隆弘	男性	○		○	○			
取締役	柳原 光浩	男性				○	○		
取締役	中川 正人	男性						○	
取締役	北内 和久	男性							○ (財務、会計)
取締役 (監査等委員)	田中 達也	男性		○					○ (法務)
取締役 (監査等委員)	長南 伸明	男性		○					○ (財務、会計、税務)
取締役 (監査等委員)	高野 洋一	男性							○ (人材育成、事業課題解決)

以上

# 株主総会会場ご案内

日時 2026年3月24日（火曜日）午前10時（開場：午前9時）

会場 東京都台東区西浅草三丁目17番1号  
浅草ビューホテル 4階「飛翔の間」



## 交通 鉄道のご利用案内

つくばエクスプレス「浅草駅」A 2 出口徒歩 1 分  
東京メトロ銀座線「田原町駅」3 番出口徒歩 7 分  
東京メトロ銀座線「浅草駅」1 番出口徒歩 10 分  
東武スカイツリーライン「浅草駅」松屋出口徒歩 10 分  
都営地下鉄浅草線「浅草駅」A 4 出口徒歩 13 分

竹本容器株式会社



株主各位

**第75期定時株主総会  
その他の電子提供措置事項  
(交付書面省略事項)**

**【連結計算書類】**  
連結株主資本等変動計算書  
連結注記表

**【計算書類】**  
株主資本等変動計算書  
個別注記表

竹本容器株式会社

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2025年1月1日)  
(至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	803,421	1,031,379	8,458,597	△360,945	9,932,453
当期変動額					
剰余金の配当			△434,050		△434,050
親会社株主に帰属する 当期純利益			771,051		771,051
自己株式の取得				－	－
自己株式の処分		1,090		15,042	16,132
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	1,090	337,001	15,042	353,133
当期末残高	803,421	1,032,469	8,795,598	△345,903	10,285,587

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	2,903	1,692,834	18,254	1,713,992	49,105	11,695,551
当期変動額						
剰余金の配当						△434,050
親会社株主に帰属する 当期純利益						771,051
自己株式の取得						－
自己株式の処分						16,132
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,928	1,154	16,238	19,322	△737	18,585
当期変動額合計	1,928	1,154	16,238	19,322	△737	371,718
当期末残高	4,832	1,693,989	34,493	1,733,314	48,368	12,067,270

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社数 7社

連結子会社の名称

株式会社共栄プラスコ

上海竹本容器包装有限公司

竹本容器(昆山)有限公司

TAKEMOTO PACKAGING INC.

Takemoto Netherlands B.V.

TAKEMOTO PACKAGING (THAILAND) CO., LTD.

TAKEMOTO YOHKI INDIA PRIVATE LIMITED

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ①重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ.有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ロ.棚卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

## ②重要な減価償却資産の減価償却の方法

### イ.有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2～47年
機械装置及び運搬具	2～12年
工具、器具及び備品	2～20年
金型	2～8年

### ロ.無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法を採用しております。

### ハ.リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

### ニ.長期前払費用

均等償却によっております。

## ③重要な引当金の計上基準

### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## ④退職給付に係る会計処理の方法

### イ.退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

### ロ.数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

### ハ.小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

## ⑤収益及び費用の計上基準

当社グループは容器の製造販売を主な事業としております。販売契約に基づき受注した商品及び製品の支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足されることとなりますが、商品及び製品の出荷時から支配が顧客に移転するまでの期間が通常の間であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の代替的な取り扱いを適用し、出荷時点において収益を認識しております。

## ⑥重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、取

益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### 固定資産の減損

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

項目	金額 (千円)
有形固定資産	6,452,506
無形固定資産	499,539

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ①算出方法

当社グループでは、法人単位を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、また処分予定資産については当該資産ごとにグルーピングを行っております。

減損の兆候が識別された資産又は資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローを見積り、その総額が帳簿価額を下回った場合には、減損の認識をしております。減損の測定にあたっては、正味売却価額又は使用価値のうち、どちらか高い金額を回収可能価額として使用し、これが帳簿価額を下回った部分について帳簿価額を減額し、減損損失を計上しております。

当連結会計年度においては、減損の兆候があると判断した資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を上回ったため、減損損失を認識しておりません。

##### ②主要な仮定

資産グループの継続的使用によって生じる将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会の承認を得た事業計画を基礎としております。

将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、事業計画の基礎となる金型保有数と1金型当たりの販売金額に基づく売上高及び売上総利益率であり、不動産の処分価格等も加味しております。

##### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの主要な仮定は、当連結会計年度末現在において入手可能な情報に基づいており、不確実性を伴っております。そのため、実際の経済環境や損益の状況が一定の仮定と大きく乖離した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度末日は金融機関が休日であったため、連結会計年度末日満期手形が当連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形	86,160千円
------	----------

(2) 資金の効率的な調達を行うため、取引銀行8行と貸出コミットメント契約及び当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメント及び当座貸越極度額の総額	3,251,600千円
借入実行残高	—千円
差引額	<u>3,251,600千円</u>

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	12,529,200	-	-	12,529,200

##### (2) 配当に関する事項

###### ①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年3月25日 定時株主総会	普通株式	216,844千円	18.00	2024年12月31日	2025年3月26日
2025年7月31日 取締役会	普通株式	217,205千円	18.00	2025年6月30日	2025年9月1日

###### ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年3月24日 定時株主総会	普通株式	217,205千円	利益剰余金	18.00	2025年 12月31日	2026年 3月25日

- (3) 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 74,400株

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組み方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については、設備投資計画に照らして、主に銀行借入によっております。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に把握及び対応を行う体制としております。また、売掛債権管理規程に従い、取引先の信用状況を定期的に把握し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減に努めております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で7年であります。借入金は、主に固定金利による調達により、金利の変動リスクを抑制しております。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

##### イ.信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は売掛債権管理規程に従い、営業債権について営業部業務担当が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングして取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

##### ロ.市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価又は発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を定期的に見直しております。

##### ハ.資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新することによって、流動性リスクを管理しております。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、電子記録債務は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似す

るものについては、記載を省略しております。また、投資有価証券については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金	1,697,481	1,606,285	△91,195

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

### (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	1,606,285	—	1,606,285

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 6. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

地域別に分解した顧客との契約から生じる収益は、以下のとおりです。なお、売上高は連結会社を所在地別に分類しております。

主たる地域市場	売上高 (千円)
日本	11,009,483
中国	2,492,141
欧米	270,683
その他 アジア	986,090
地域間の消去額 (注)	△267,119
計	14,491,278

(注) 「地域間の消去額」の区分は、控除すべき地域間の内部取引売上高の金額を表示しております。

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4)会計方針に関する事項⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度の収益の金額を理解するための情報

#### ①契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度(千円)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	2,987,678
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	2,938,191
契約資産(期首残高)	—
契約資産(期末残高)	—
契約負債(期首残高)	252,083
契約負債(期末残高)	221,254

(注)契約負債は顧客からの前受金であります。前受金は連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。当期に認識した収益のうち、期首現在の前受金残高に含まれていた金額は246,286千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	996.01円
1株当たり当期純利益金額	63.95円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	63.71円

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 株主資本等変動計算書

(自 2025年1月1日)  
(至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	803,421	850,479	180,900	1,031,379	10,600
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の処分			1,090	1,090	
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	－	－	1,090	1,090	－
当期末残高	803,421	850,479	181,990	1,032,469	10,600

	株主資本					評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計			
	その他利益剰余金		利益剰余金合計			その他有価証券評価差額金		
	別途積立金	繰越利益剰余金						
当期首残高	118,000	6,126,794	6,255,394	△360,945	7,729,250	2,903	49,105	7,781,259
当期変動額								
剰余金の配当		△434,050	△434,050		△434,050			△434,050
当期純利益		1,316,502	1,316,502		1,316,502			1,316,502
自己株式の処分				15,042	16,132			16,132
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						1,928	△737	1,191
当期変動額合計	－	882,452	882,452	15,042	898,585	1,928	△737	899,776
当期末残高	118,000	7,009,247	7,137,847	△345,903	8,627,835	4,832	48,368	8,681,036

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

#### ①子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

#### ②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

#### ①商品及び製品、仕掛品、原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

### (3) 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～47年
構築物	2～20年
機械及び装置	2～12年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～20年
金型	2年

#### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### ③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

#### ④長期前払費用

均等償却によっております。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

#### (5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理方法は連結計算書類におけるこれらの処理と異なっております。

#### (6) 収益及び費用の計上基準

当社は容器の製造販売を主な事業としております。販売契約に基づき受注した商品及び製品の支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足されることとなりますが、商品及び製品の出荷時から支配が顧客に移転するまでの期間が通常の間であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の代替的な取り扱いを適用し、出荷時点において収益を認識しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### 関係会社投融資の評価

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

項目	金額（千円）
関係会社株式	2,291,248
関係会社株式評価損	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社では有価証券の減損に関する会計方針を定めており、市場価格のない関係会社株式について、1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額を実質価額とし、実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下しているものの、実行可能で合理的な事業計画があり回復可能性が十分な証拠をもって裏付けられる場合には減損処理を行わない方針としております。

実質価額の回復可能性の判定に際しては、事業計画の実行可能性と合理性を、直近の事業計画の達成状況も考慮して検討することにより減損処理の要否を検討しております。

以上の方針に従い、関係会社株式を評価した結果、当事業年度においては実質価額が取得原価を50%程度以上上回ったため、関係会社株式評価損を計上しておりません。

②主要な仮定

実質価額の回復可能性の判定に使用する事業計画の主要な仮定は、金型保有数と1金型当たりの販売金額に基づく売上高及び売上総利益率としております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの主要な仮定は、当事業年度末現在において入手可能な情報に基づいており、不確実性を伴っております。そのため、実際の経済環境や損益の状況が一定の仮定と大きく乖離した場合には、翌事業年度の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1)関係会社に対する資産及び負債

短期金銭債権	50,740千円
長期金銭債権	59,400千円
短期金銭債務	73,182千円

(2)有形固定資産の減価償却累計額 9,552,975千円

(3)事業年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当事業年度末日は金融機関が休日であったため、次の事業年度末日満期手形が事業年度末残高に含まれております。

受取手形	86,160千円
------	----------

(4)資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と貸出コミットメント契約及び当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメント契約及び当座貸越契約極度額	2,500,000千円
借入実行残高	-千円
差引額	<u>2,500,000千円</u>

#### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高

売上高

131,569千円

仕入高

60,760千円

その他営業取引の取引高

699,447千円

営業取引以外の取引高

1,004,735千円

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式数

普通株式

462,204株

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
未払事業税		10,509千円
未払賞与		7,204千円
未払法定福利費		8,997千円
退職給付引当金		115,362千円
一括償却資産に係る損金算入限度超過額		3,021千円
会員権評価損		9,826千円
関係会社株式評価損		442,509千円
減価償却超過額		5,872千円
資産除去債務		3,129千円
新株予約権		15,245千円
その他		15,549千円
小計		637,228千円
評価性引当額		△455,244千円
繰延税金資産	合計	181,983千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用		△397千円
その他有価証券評価差額金		△1,584千円
繰延税金負債	合計	△1,981千円
繰延税金資産	純額	180,001千円

## 7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「連結注記表6.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しております。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注) 2	科目	期末残高 (千円)
子会社	TAKEMOTO YOHKI INDIA PRIVATE LIMITED	所有 間接100.0	資金の貸付先 役員の兼任	資金の貸付 (注) 1	—	関係会社 長期貸付金	450,000
				利息の受取 (注) 1	9,283	流動資産 その他	2,515

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
2. 取引金額には消費税が含まれておりません。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	715.39円
1株当たり当期純利益金額	109.18円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	108.77円

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。